

身体拘束等の適正化マニュアル

株式会社 Fantasia

放課後等デイサービス ビーミング

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。放課後等デイサービス ビーミングでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の廃止及び適正化に向けた意識を持ち、身体拘束しない支援の実施に努めます。

2. 緊急時やむを得ず身体拘束を行う場合

当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、権利擁護委員会において検討を行い、身体拘束を行うことよりも、身体拘束をしないことによる危険性が高い例外的な場合において、下記3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たした場合においてのみ、あらかじめ本人・家族への説明及び同意を得たうえで身体拘束を行う。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、必要最低限の身体拘束となるよう努める。

- ① 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3. 身体拘束に関する組織的体制

株式会社 Fantasia における虐待防止委員会・身体拘束等適正化検討委員会等について「権利擁護委員会」において対応する。

身体拘束実施については「権利擁護委員会」において検討するが、必要により臨時権利擁護委員会（一部メンバーのみ）を開催し、身体拘束実施についての検討を行う。

委員会の構成員（株式会社 Fantasia）

(1)管理者 (2)保育士及び児童指導員

委員会の設置

- ・年に2回以上の開催
- ・必要時は随時開催

4. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

利用者支援に携わる全職員に対し、利用者の権利擁護及び身体拘束の廃止のため、利用者ごとの特性を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束が発生するリスクを検討し、そのリスクを除くための職員理解を深める。

定期研修の実施：年1回以上、全職員（パート、アルバイト含む）を対象とした身体拘束適正化・虐待防止に関する研修を実施する。また新規採用職員に対しては採用時に必ず本マニュアルの研修を実施する。

研修内容：

- ・身体拘束等の適正化に関する基本方針の理解
- ・児童の権利擁護と虐待防止への理解
- ・行動障害に対する予防的支援と環境調整の具体的手法。

5. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針に基づき利用者本人・ご家族に説明し、十分な理解を得たうえで報告を行う。

6. チャイルドロック等に関する基本方針

利用者が送迎時に安心・安全にサービスを利用するための策を講じるとともに、利用者への虐待防止や身体拘束の適正化を目的とし、送迎時や外出時の車内において、事故の防止や利用者の安全性の向上のためドアの施錠や窓の開閉の制限を行う。

・利用者が走行時に意図せずドアを開けてしまう事や急な飛び出しを防ぐため、後部座席のドアにチャイルドロックを行う。

・窓から顔や手足を出すことで重大なケガ等につながる恐れがあるため、ウィンドウロックを行う。車内の温度調節や換気のために窓を開閉する必要がある場合は運転する職員が行う。また開閉時には必ず声掛けや目視を行い、事故に繋がらないよう努める。

これらは事故が発生してしまった場合の緊急度の高さやその他の手段によって防ぐことが困難であるといった理由から送迎時及び外出時の車内で一時的に行われるが、必要最低限に留め利用者の自由や意思を尊重するよう努める。また事故発生などによりドアから外に出られなくなった場合などの対応について事前に職員研修を行うこととする。

なお、チャイルドロック及びウインドウロックの使用については利用者の安全を確保する方法として個別支援計画書に記載し、事前に利用者・保護者に周知し了承を得ることとする。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、利用者または利用者家族等が自由に閲覧できるように施設内に掲示すると共に事業所のホームページにも掲載する。

8. その他身体的拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識をもつ必要がある。

- (1) 他の利用者への影響を考えて、容易に身体拘束を実施していないか。
- (2) サービス提供の中で、本当に緊急をやむを得ない場合のみ身体的拘束等を必要と判断しているか(別の対策や手段はないのか)

(附則)この指針は、令和 6 年 7 月 1 日より施行する

(附則)この指針は、令和 7 年 7 月 1 日より施行する

(附則)この指針は、令和 8 年 7 月 1 日より施行する